

監査公告第 10 号

定期監査結果に基づき加賀市長が講じた措置の公表

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定による定期監査の結果に基づき講じた措置について、加賀市長から報告がありましたので同条第 14 項の規定によりその内容を別紙のとおり公表します。

令和 3 年 12 月 27 日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 高辻 伸行

## 総務部定期監査結果にかかる措置報告

### 監査結果（抜粋）

### 監査意見

- ・ 既存家屋現況調査の実施について、次のとおり意見を付す。

既存家屋現地調査は、令和元年度に実施方針見直しの検討を始め、一部試行的実施を試みるも、現在、コロナ禍による勤務体制の課題から中断している。

やむを得ない諸事情は理解するが、賦課に関する事柄であり中断期間が長引くのは好ましくない。現地調査を行うべきとした当初目的を再度確認し効率的、効果的な実施に努めてもらいたい。また、業務が進むよう人員確保など体制整備に工夫されたい。

### 対 応

次年度以降は、現地調査実施のための会計年度職員を増員するなどの方法を検討し、現地調査を担う職員の育成を行い、調査体制の充実を図りながら、継続的に実施していく。